

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 元 年 6 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 2 9 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を

「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積）

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「3輪以上の軽自動

車」を「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

（境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成29年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、境港市税条例第82条第2号アの規定中

「(ウ)4輪以上のもの

(i)乗用のもの 営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

(ii)貨物用のもの 営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円」を

「(ウ)4輪以上のもの

(i)乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

(ii)貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円」

に改める。

第2条の2のうち、境港市税条例の一部を改正する条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（境港市税条例の一部を改正する条例附則第15条の6第2項に係る

部分に限る。)中「適用については」を「適用については、当分の間」に改め、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 境港市税条例等の一部を改正する条例(平成30年境港市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、境港市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」を「次項及び第12項」に、「その他施行規則で定める方法により」を「により」に改め、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」を「申告は、申告書記載事項が」に改め、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出

があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第34条の6の改正規定並びに第2条中境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「一部改正条例」という。）附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）及び第2条の規定による改正後の一部改正条例（以下「新一部改正条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の6並びに新一部改正条例附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の6第1項及び新一部改正条例附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例及び新一部改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第34条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
新一部改正条例附則第9	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は

条の2		法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は境港市税条例等の一部を改正する条例（平成31年境港市条例第11号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第2条の規定による改正前の境港市税条例の一部を改正する条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新一部改正条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新一部改正条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新一部改正条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 個人市民税における住宅ローン控除の運用手続の要件緩和（第2条改正中附則第7条の3の2関係）

住宅借入金特別控除に係る控除期間を平成45年度（令和15年度）まで延長する。  
住宅借入金特別控除に係る申告要件を緩和する。
- 2 大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化に対する要件緩和（第4条改正関係）

大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化に対し、申告書等の提出方法の柔軟化、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難であると認められる場合の緩和措置について規定。
- 3 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設（第2条改正中附則第10条の3関係）

高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合、当該家屋に対する減額措置が創設され、その適用を受けようとする者がすべき申告について規定。
- 4 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に係る大幅見直し対応（第2条改正中附則第16条、第16条の2、第3条改正関係）

平成34年度（令和4年度）以降は、軽自動車税の軽課対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定する改正に備えた改正。
- 5 ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除（特例控除）の見直し（第1条改正、第2条改正中附則第7条の4、第9条、第9条の2関係）

個人市民税における特例控除の措置対象を、総務大臣が指定した地方団体に対する特例控除対象寄附金に限定する。

指定基準

  - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
  - ② （①の地方団体で）返礼品が以下のいずれも満たす地方団体
    - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
    - ・返礼品を地場産品とすること
- 6 施行期日  
平成31年4月1日  
5については、平成31年（令和元年）6月1日

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 元 年 6 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 2 9 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第22条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 課税限度額の引き上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現 行	改正後	備 考
医療分	58万円	61万円	3万円引上げ
後期高齢者支援分	19万円	19万円	据置き
介護分（40歳以上65歳未満のみ対象）	16万円	16万円	据置き
計	93万円	96万円	

### 2 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条第2号及び第3号関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

#### （1）5割軽減

[現 行] 33万円＋（27万5千円×世帯主を含めた被保険者数）以下

[改正後] 33万円＋（28万円 ×世帯主を含めた被保険者数）以下

※1被保険者数あたり5千円の上乗せとなる。

#### （2）2割軽減

[現 行] 33万円＋（50万円×世帯主を含めた被保険者数）以下

[改正後] 33万円＋（51万円×世帯主を含めた被保険者数）以下

※1被保険者数あたり1万円の上乗せとなる。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

議案第 3 1 号

海とくらしの史料館条例及び境港市文化ホール条例の一部  
を改正する条例制定について

海とくらしの史料館条例及び境港市文化ホール条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定する。

令和 元 年 6 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

海とくらしの史料館条例及び境港市文化ホール条例の一部を改正する条例

(海とくらしの史料館条例の一部改正)

第1条 海とくらしの史料館条例（平成6年境港市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

(境港市文化ホール条例の一部改正)

第2条 境港市文化ホール条例（平成6年境港市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 文化施設における指定管理期間の延長（第1条及び第2条関係）  
海とくらしの史料館及び境港市文化ホールの指定管理期間を「3年」から「5年」へ延長する。
  
- 2 施行期日  
令和2年4月1日

議案第 32 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 元 年 6 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第44条の表中

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	3,100円
渡町住宅	〃 29	300円

」を

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	3,100円
----------	------	--------

」に改める。

別表第1第1項中

「

蓮池団地	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	1戸
誠道団地	〃 42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	10戸

」を

「

誠道団地	昭和42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	10戸
------	------	-------------	------	-----

」に

改め、同表第3項中

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	1戸
渡町住宅	〃 29	境港市渡町1868番地2	〃	2戸

」を

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	1戸
----------	------	------------	------	----

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 公営住宅及びその他住宅の一部の廃止（第44条及び別表第1関係）  
蓮池団地及び渡町住宅を廃止する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数	
			現 行	改正後
公営住宅	蓮池団地	昭和27年度	1	0
その他住宅	渡町住宅	昭和29年度	2	0

- 2 施行期日  
令和元年7月1日